

第 6 9 回
東京都食品衛生調査会会議録

平成 1 5 年 1 0 月 2 1 日（火曜日）
第一本庁舎北側 4 2 階特別会議室 A

午前10時02分 開会

奥澤食品監視課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより、第69回東京都食品衛生調査会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、健康局食品医薬品安全部食品監視課長の奥澤と申します。宮澤会長に進行をお願いするまでの間、司会を務めさせていただきます。

それでは、開催に先立ちまして、平井健康局長よりごあいさつ申し上げます。

平井健康局長 健康局長の平井でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中を調査会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

第69回東京都食品衛生調査会の開催に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、8月28日に諮問させていただきました、仮称でございますが食品安全基本条例の考え方につきまして、専門委員会でまとめていただいた内容を御審議いただくということとなっております。この条例につきましては、広く都民の皆様や事業者の方々からの御意見を踏まえまして、広く高い見地から御審議をいただくため、専門委員会設置のお願いをさせていただいたわけでございますが、これまでに「意見を聴く会」を含めて3回の専門委員会が開催されまして、精力的な御審議をいただいたと聞いております。

座長を務めていただきました黒川副会長をはじめ、専門委員の皆様方には、この場をおかりいたしまして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

この専門委員会では、8月15日に公表いたしました条例制定に向けての「基本的な考え方」を素材といたしまして、国、都の役割分担、あるいは都民、事業者との理解と協力などの視点から検討がなされまして、どのような内容を条例に盛り込むべきかといったことについて、大変熱のこもった議論が交わされたと同っております。

国におきましては、食品の安全確保に関する法令の整備が行われる中、都民の健康を守る立場から、東京都が新たな条例を制定することにつきましては、様々な方面からの御意見がございます。そうした意味からも、この食品衛生調査会におきまして、広く関係者の御意見をいただき、各界を代表される委員の皆様方に御審議をいただくことは、条例の制定に当たりまして極めて重要な意味を持つものと考えてございます。

委員の皆様方には、条例制定の趣旨をお酌み取りいただきまして、よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

奥澤食品監視課長 それでは、ここで定数の確認をさせていただきます。本調査会は、東京都食品衛生調査会条例第8条第1項によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。ただいま御出席の委員は17名で、委員総数20名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日伊藤委員と高野委員は、御都合により御欠席でございます。また、河西委員は前回御欠席でございましたので、改めて御紹介をさせていただきます。

河西委員 都議会から選出いただきました河西のぶみでございます。よろしくお願いたします。

奥澤食品監視課長 また、今回委員の変更がございましたので、新たに委員に御就任いただきましたお二方を御紹介させていただきます。

秋田委員でございます。

秋田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

奥澤食品監視課長 続きまして、北城委員でございますが、ただいま交通機関のトラブルがあったということで、少し遅れて御出席されるという御連絡をいただいております。お見えになったときに、また改めて御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、以後の進行は宮澤会長にお願いしたいと思っておりますが、改めましてマイクの使い方について御案内を申し上げます。

皆様の前に白いボタンがございます。御発言の際には、それを1度押していただきまして、赤いランプがついてから御発言をお願いしたいと思います。

それでは、宮澤会長、よろしくお願いいたします。

宮澤会長 それでは、会を進めさせていただきます。

8月28日に開催いたしました第68回の調査会、仮称ですが、東京都食品安全基本条例の考え方について諮問をいただき、その後、黒川副会長を座長とする専門委員会において御検討をいただきまいりました。この審議経過等につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、お手元配布の資料の1の方をごらんいただきたいと思います。

本日までの食品衛生調査会におきます審議経過につきまして御報告いたします。

まず、「1 開催状況」でございます。8月28日に、この調査会を開きまして、食品安全基本条例の考え方につきまして諮問をさせていただきました。そのうち会長、副会長を選出いただきまして、その後の条例の考え方の検討につきましては、専門委員会を設置しまして、そちらの方で検討していただくということになりました。

専門委員会の座長につきましては、黒川副会長にお願いすることになりました。

それから、専門委員会の委員の方々ですが、会長、黒川副会長と、事務局が選出をするということになりまして、1枚めくっていただきますと、専門委員会の名簿、こちらの9名の方々に検討の方をお願いいたしました。が専門委員会座長でございます。それから、が副座長で碧海副会長にお願いすることになりました。

続きまして、専門委員会でございますが、9月9日に1回目を開きまして、条例の考え方につきまして検討いただくとともに、翌週の「意見を聴く会」の開催方法に関しまして審議をいただきました。

それから、2回目の専門委員会でございますが、翌週16日に、都民や関係事業者の方々の御意見を聴く会として開きまして、当日は、先般東京都が発表いたしました「基本的な考え方」に対します意見の聴取をしていただきました。

その後、意見募集の結果ですとか、16日当日の意見表明内容、それから、専門委員会の方々の御意見等を踏まえまして、専門委員会の報告案を作成し、その報告案に関しまして、3回目の10月7日の専門委員会にて審議をいただきまして、取りまとめをいただいたところでございます。

それから、2点目の「『基本的な考え方』に対する意見の募集状況」について御報告を

いたします。

まず、8月16日から9月12日までの4週間にわたりまして、ファクシミリあるいはEメール等で御意見の方を募集させていただきました。その際の提出件数が33件、それから、おひとつで複数の項目について意見表明されておりましたので、延べとしましては180項目の御意見をいただいております。

それから、9月16日の「意見を聴く会」の会場におきましてアンケートを行いまして、アンケートの提出をいただきましたのが31件、意見表明の項目数としましては延べ63項目ということでございまして、集計いたしますと、意見募集の結果は、64件という形になってございます。

それから、9月16日の「意見を聴く会」での結果ですけれども、9名の方が意見表明されました。内訳は、消費者が4名、事業者の方が5名という形になっております。

なお、当日ですが、全部で97名の方に参加をいただいております。

なお、意見募集の結果、御意見の内容、それから、9月16日の意見表明の内容に関しましては、本日お配りさせていただいております資料の2の14ページ以降にまとめさせていただいておりますので、参照いただければと思います。

審議経過につきましては、以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対し、何か質問がございましたら御発言をお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今の経過報告ですけれども、御質問がないようでございます。

奥澤食品監視課長 ただいま北城委員がお着きになられましたので、御紹介させていただきたいと思っております。

北城委員 おはようございます。

奥澤食品監視課長 よろしくお願いたします。

それでは、先に進ませていただきます。

専門委員会の報告を委員会の座長であります黒川副会長よりお願いいたします。

黒川副会長 専門委員会の座長を務めさせていただきました黒川でございます。

先ほど御説明がございましたように、私を含めまして9名の委員で3回ばかり会議をいたしましてまとめたものでございます。

委員の皆様には、非常に活発な御討論をいただきましたこと、この場をおかりいたしまして厚く感謝いたします。

それでは、専門委員会からの（仮称）東京都食品安全基本条例の考え方についての検討結果を報告させていただきます。報告書の1ページをおあけいただければと思います。

「はじめに」という部分でございますが、まず、この報告書のイメージについて御説明いたします。

今回の諮問に先立ちまして、東京都から検討の素材として「基本的な考え方」が公表されておりました。そこで、専門委員会では、この「基本的な考え方」を素材として議論を重ねまして、さらに都が行った意見募集や、専門委員会が直接関係者の意見をお聞きした「意見を聴く会」の結果も加味いたしまして、条例制定に当たっての課題を整理いたしました。その上で、条例制定に向けた今後の方向性や条例の考え方について提言するものと

して、この報告書をまとめたところでございます。いわば都が素材としてお示しになった「基本的な考え方」をベースにいたしまして、専門委員会として「都の条例はかくあるべき」という提言をしようとした趣旨でございます。

なお、今回寄せられました御意見や「意見を聴く会」の意見表明内容についてまとめたものは、この報告書の参考資料として添付してございます。

では、ここで報告書の目次に戻っていただきたいと思いますが、「第1（仮称）食品安全基本条例制定の必要性」、「第2 検討に当たっての視点」では、この条例を考える上で留意すべき課題とそれぞれの課題に対する専門委員会の見解、「第3 条例制定に当たっての留意点」では、「基本的な考え方」を踏まえて新たに盛り込むべき考え方や配慮すべき点についての具体的な提言をそれぞれまとめております。

恐縮ですが、1ページをごらんください。「第1 食品安全基本条例制定（仮称）の必要性」でございます。

東京都が食品安全基本条例を制定することに対し、国との二重行政ではないかといった意見が特に食品関係業界から多数寄せられております。また、国の制度があるから自治体が条例を制定するまでもないのではないかといった御意見も寄せられておりました。そこで、条例の中身を議論する前に、専門委員会としてまずこの点を整理するべきであろうと考えた次第でございます。

内容をまとめますと、まず、食品に関する事件、事故を踏まえて、国は食品安全基本法の制定等を通じて食品の安全確保に向けた体制整備を図りつつあるところでございますが、こうした新たな法体系においても、国との役割分担を踏まえて、区域の自然的、経済的、かつ社会的諸条件に応じた施策を充実させることは自治体の責務と明確に位置付けられております。

次に、一方、東京都は我が国最大の食品の消費地であるとともに、輸入食品等の流通拠点でもあるといった地域特性を有しておりまして、都における食の危機は全国の危機につながっていくという可能性がございます。

こうしたことを考えますと、国による体制整備に依存するだけではなく、国制度の補完の観点からも、自治体レベルの独自の仕組みづくりが必要であると考え次第でございます。

また、食品の安全確保対策のよりどころとなる「基本的な考え方」を明示し、この方針に基づいて、都独自の仕組みを初めとする様々な取組を連携させ、より一層総合的、計画的に推進することは都の責務と考えております。

さらに、食品の安全を確保するためには、都、都民、事業者がそれぞれの責務や役割を果たしながら連携することは不可欠であり、また、現行の法制度を補完する観点から、必要に応じて都独自の規制も講ずるべきであるということでございます。

以上のことから、都民の健康を守ることを最優先として、食品の安全確保に向けた方向性や必要な措置等を定めた条例制定が急務であるとの結論に至っております。

国と自治体の役割分担は踏まえつつ、都民の健康を守るためには、国の制度を補完する観点から、独自の仕組みをつくってでも、都の役割を充実かつ強化させていく必要がある、したがって、都の条例制定は急務であるという考え方でございます。

続いて2ページでございます。「第2 検討に当たっての視点」を御説明いたします。

ここでは、条例を考える上で留意すべき課題と、それぞれに対する専門委員会の見解を7項目にわたりまとめてございます。

まず、「1 都民の健康を守ることを明確にした視点」でございますが、「基本的な考え方」でも、条例の目的を、食品の安全を確保することにより現在及び将来の都民の健康を守ることにしておりますが、そもそも何の目的で条例をつくるのかを考えてみますと、都民の健康を守ることに究極の目標だろうと考えられます。今後、都が条文を書く際にも、この点を明確にさせていただきたいという趣旨でございます。

次に、「2 国との適切な役割分担」でございますが、これは、先ほどの条例制定の必要性とも関連しますが、条例の内容について考える上でも、国との役割分担を踏まえるべきという考え方でございます。都の基本的な役割は、先ほど申しましたような地域特性を踏まえたリスク管理になると考えられますが、加えて都民の健康を守るためには、危害発生の未然防止に重点を置くリスク分析の考え方を取り入れながら、施策を進める必要があるとしております。

ここから、未然防止の観点からの都独自の評価や未然防止措置といった発想が生まれるわけでございます。また、こうした考え方を踏まえると、国制度の補完を必要とする場合には、規制も含めた対策を検討する必要があるとの結論を有しております。

リスク分析については、報告書本文の後ろに、別紙1としてチャートがございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

一般に食品の安全に関するリスク分析とは、食品の摂取により健康に悪影響が生じる可能性がある場合、可能な範囲でその悪影響の起こるリスクを最小限にすることを目的としたシステムを意味しております。最近では、国の「BSE問題に関する調査検討委員会報告」におきまして、事故に対する事後対応だけでなく、危害発生が予測される場合には、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのシステムとして紹介されております。

また、国の体制整備の中でも、国民の健康保護を最優先する観点から、この考え方が取り入れられております。

別紙1の下段をごらんいただきますと、リスク分析を構成する3要素について説明がございます。国と都の基本的な役割分担から考えますと、国の主たる役割は、危害物質や食品の摂取によるリスクを科学的に評価し、規格基準の設定により食品の安全性に関する統一的な水準を確保するなど、全国的な見地から施策を講ずることですので、この3要素すべてを繰り返すこととなります。

したがって、リスク評価は、本来的には国の役割と考えられ、自治体は国が行った評価に基づきリスク管理を充実させる立場にあるのでございますが、それに加えて、危害の発生を未然に防止する観点から、リスク分析の考え方そのものを自治体レベルでも取り入れ、必要に応じて独自の評価等の施策を講ずるべきというのがここでの提言でございます。

次に、「3 食品安全行政の総合的・計画的な展開」でございます。国の組織同様、都においても、食品の安全確保を担当する組織は法令ごとに複数の部局に分かれてございます。したがって、今回の条例においては、食品安全確保対策を生産から消費に至るすべての段階でそれぞれの役割を所管する部局が連携を図り、体系的にかつ総合的に施策を進める旨を規定する必要があるとございます。

また、そのためにも計画の策定が必要であり、更に計画の内容だけでなく、その実施状況についても公表すべきとしております。

また、ここでは、この条例と他の条例との関係についても整理しております。食品の安全確保に向けた施策の推進に際しましては、この食品安全基本条例を中心として、消費生活条例などの都の諸条例や要綱等はそれぞれ補完し合うことが必要としてございます。

続いて、「4 未然防止の観点による情報の収集、分析、評価の重視」についてでございます。科学技術の進展によって様々な新しい知見が明らかになるに従い、食品の安全性をシロかクロかで判断することは非常に困難でございまして、食品にゼロリスクはあり得ないような状況となっております。こうした状況下において、食品に含まれるすべての物質や微生物について、科学的な安全性の評価を行い、漏れなく法に基づく規格、基準を定めるのは不可能とも言えます。

したがって、都としては、先ほど、リスク分析の考え方を取り入れながら施策を推進すべきと述べましたが、これまでのような事件、事故が発生してからの対応を中心とした対策だけでなく、危害発生を未然防止をより一層充実させる必要があると考えております。そして、この考え方に基づき、発生し得る危害や解明されていないリスクについて、様々な情報を収集、かつ整理し、最新の科学的知見に基づいて分析評価を行う必要があるとまとめてございます。この部分は、「基本的な考え方」でも提言されておりましたし、食品安全情報評価委員会の考え方の根拠でもございます。

次に、「5 迅速で実効性のある未然防止策」について述べます。

「4」で述べました最新の科学的知見に基づく評価により得られた結果は、危害発生を未然防止の観点から、重点的な監視や都民への注意喚起、業界への指導など、個別の施策へ速やかに反映させる必要があるとしております。しかし、先ほども触れましたように、食品に含まれるすべての物質や微生物について、漏れなく規格、基準を定めるというのは国としても不可能なことでございますので、どうしても法では対処できない事態は起こる可能性がありますし、また、その際に、国の対策を待つだけでは対応が遅れてしまうおそれもございます。

そこで、危害発生を蓋然性、つまり、危害が起こる確率でございしますが、及びその重大性ないし重篤性から、何らかの対応が必要であるが、法で対応できない課題に対しては、条例に基づき可能な限り迅速で実効性のある未然防止措置をとり得る仕組みをつくるのが都の責務であると提言してございます。

この部分は、知事の安全性調査などの未然防止措置の根拠となる考え方でございます。国との二重行政に当たるのではないかと意見も寄せられておりましたけれども、専門委員会の議論としては、この部分は国との役割分担の延長上で、都が自治体としての責務を国制度の補完まで視野に入れたものと整理しております。したがって、決して国と同じことをするというような二重行政には当たらないと考えております。

続いて、「6 関係者相互の理解と協力に基づく安全確保」についてでございます。

食品の安全を確保するためには、供給者である事業者が一義的に責任を負うとともに、行政による総合的、計画的な取組が必要でございます。しかし、事業者による取組や行政の監視、規制が徹底していれば、食品の安全は確保されるかと申しますと、それだけでは不十分で、都、都民、事業者がお互いの役割を理解し、お互いに協力し合うことが最も重

要なことでございます。また、都民も、自身が食品の安全確保における協働者であり当事者であるということは言うまでもございません。関係者の相互理解と協力の必要性については、既に「基本的な考え方」でも述べられておりますが、専門委員会としても、この考え方を重要というふうに位置付けております。また、こうした理解と協力の推進に当たっては、関係者が情報を供給し、共通認識を醸成するための仕組みや、都の施策に関係者の意見が反映される仕組みが必要としております。

最後に、「7 広域的な連携の推進」についてでございます。

ここでは、広域的に流通する食品の安全確保を図る観点から、国やほかの自治体との連携について、様々な施策の展開が必要であるとまとめております。

以上、条例を考える上で留意すべき課題、それから、それぞれに対する専門委員会の見解を御報告いたしました。

これに続く、「第3 条例制定に当たっての留意」については、事務局の方から御説明をよろしく願いいたします。

村田健康局副参事 それでは、5ページに移りまして、「第3 条例制定に当たっての留意点」について説明させていただきます。

ただいまの御報告にありましたように、ここでは「基本的な考え方」を踏まえまして、新たに盛り込むべき考え方、あるいは配慮すべき点につきまして、専門委員会の提言をまとめてございます。

まず、「1 食品の安全確保に向けての目的、理念等」でございます。

まず、「(1) 目的」ですけれども、食品の安全が確保されていることは、都民が健康で豊かな生活を営む上で欠かせない基本的な条件の一つと言えます。そこで、専門委員会としても、食品の安全を確保することにより、現在及び将来の都民の健康を守るという姿勢を条例の目的として掲げる必要があるとしております。

続きまして、「(2) 基本理念・関係者の役割」についてでございます。「基本的な考え方」では、食品安全行政を進める上での基本的な理念としまして3点を挙げておりましたけれども、そのうち「科学的な知見に基づく安全行政」につきましては、危害発生の未然防止の観点からも推進するべきとの提言でございます。

また、食品の安全確保に対する関係者のかかわり方については、様々な意見がありますが、都、都民、事業者の相互理解と協力に基づいて食品の安全確保が推進されるという考え方は重要であるとしております。

続きまして、「2 食品の安全確保に関する基本的な施策」についてでございます。

まず、「(1) 施策の総合的・計画的推進」でございます。

「基本的な考え方」では、仮称・食品安全推進計画の策定、公表を掲げておりましたが、今回の報告の中では、この計画について、生産から消費に至る各段階での東京都の食品安全対策について、総合的な体系と中期的な計画を都民に示すものと位置づけられております。

それから、計画の策定、改定に当たりましては、都民、事業者等の関係者の意見の反映を図ることを明らかにすべきであり、例えばですが、具体的な方法としましては、条例に基づきまして新たに設置される予定の食品安全調査会の審議事項とすること等を明らかにすべきとの提言でございます。

それから、計画策定時だけでなく、その実施状況についても公表するべきであるということも盛り込まれております。

続きまして、「(2) 情報の分析・評価・施策への反映」でございます。

先に「検討に当たっての視点」におきまして、未然防止の観点による情報の収集、分析、評価を重視すべきことを提言いただいておりますが、ここでは、評価に至る過程の公平性と透明性の観点からも、こうした仕組みの中心的な役割を担う機関として、食品安全情報評価委員会を条例に規定し、その基盤を強固なものにすべきとの御指摘でございます。

この評価委員会の役割ですが、東京の地域特性に応じました様々なリスク情報をもとにしまして、それぞれの食品の安全性について危害の程度を分析、評価し、報告、提言を行うこととしております。

また、その報告、提言ですけれども、業界への指導等をはじめ、条例に基づく制度としての安全性調査、措置勧告にも反映されるべきとしております。

この食品安全情報評価委員会と食品安全調査会との関係につきましても、後ほどですが、参考資料を用いまして補足説明をさせていただきたいと考えております。

それから、「(3) その他の施策について」でございますが、その他の基本的な施策につきましても、おおむね「基本的な考え方」を踏まえるべきとのことでございますが、加えて事業者が食品の安全確保に関する取組を的確に進められるよう、普及啓発、情報提供等の技術的な支援の措置を講じていく必要があると指摘をいただいております。

続きまして、「3 危害発生未然防止の措置」についてでございます。

まず、「(1) 安全性調査」でございます。

安全性調査と措置勧告につきましては、この報告書の12ページに別紙の2としましてイメージ図をつけてございますので、そちらの方も参照いただければと思います。

報告書では、科学的知見に基づいて危害発生を未然に防止する施策を実施するため、必要な情報を収集することは都の責務であるとしております。その上で、内分泌かく乱化学物質など、現行の法に基づいての措置だけでは対応が困難であるという課題が存在するこの現状におきまして、国の制度を補完し、危害発生を未然に防止するためには、この条例で必要な情報収集の実効性を規定する。すなわち、安全性調査として規定をする必要があるという提言でございます。

ただし、その対象については、法で規格、基準が定められていないものであれば何でも対象になるということではなくて、危害発生の蓋然性と重大性が高いと判断される場合に、この調査権を適用するということでございます。それから、その対象を決定する際には、公平性、透明性を確保する観点からも、食品安全情報評価委員会での評価を参考にすることも考慮すべきとしております。

なお、この安全性調査の対象を危害発生の蓋然性、それから重大性が高い場合と考えますと、この条例に基づきます安全性調査というのは、その後の未然防止策を進める上での重要な端緒であるというふうに考えられますので、その執行を正当な理由なく妨げる事業者に対しては、罰金等の適用も検討すべきと提言をいただいております。

続きまして、「(2) 措置勧告」についてでございます。

安全性調査の結果、何らかの対応が必要な場合、現行の法では対応ができないというケースであれば、国に対して規格等の設定を求めるということも考えられます。しかし、そ

の設定には相当な時間を要するというのが通例でございまして、その間、国の対応を待つだけでは、東京都としての責務は全うできないというおそれがございます。そこで、安全性調査の結果、危害発生 の蓋然性、それから重大性の観点から見過ごせない危害発生のおそれがあると判断した場合には、この条例に基づきまして、措置勧告ができるような規定が必要と提言をいただいております。

ただし、この措置勧告でございますが、処分ではございませんけれども、関係業界に対しては極めて強い影響力があるという指摘もありました。そこで、その適用に際しては、公平性、透明性を確保することが不可欠であり、食品安全情報評価委員会での評価を活用するとともに、聴聞等の適正な手続が必要としております。

続きまして、「(3) 自主回収報告制度」についてでございます。こちらの報告書の13ページとしまして、自主回収報告制度のイメージ図をつけておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

市場に流通しております違反食品等のいわゆる有害食品をすべて行政が摘発し、排除するという事は事実上困難でございます。そのために、行政によります監視指導だけではなくて、自主的に、かつ速やかに、違反食品や危害発生のおそれがある食品を市場から排除する仕組みが必要となります。その際に、自主回収と、それから、その際に行われております社告等の周知は、自主的に行われている危害排除の仕組みと言えるわけですが、すべての事例に関しまして消費者の方々への周知が行われているか、これを確認することはできません。そこで、都として、自主回収の情報を的確に把握するとともに、都民の方々に提供し、注意喚起ができるような仕組みが必要との提言がされております。

なお、「基本的な考え方」で、この制度の創設を提言したことに対しまして、「回収しなければ報告の義務も生じない以上、制度の導入でかえって回収そのものが阻害されるのではないか」といった御指摘もございました。この点については、専門委員会でも御議論をいただいたところでございますが、こうした仕組みを通しまして、自主回収に関する情報を都民の方々がいつでも的確に把握できるようになることで、事業者による危害排除が促進される。それだけではなくて、関係業界に対します都民の方々の信頼向上にもつながるとの指摘がされております。

それから、実際に回収をされまして報告をいただく際の届出先でございますけれども、これにつきましては、食品関係の事業者の方々が保健所と通常御連絡をとられているという現状を踏まえて検討すべきとしております。

それから、届出をするべき理由ですけれども、「基本的な考え方」では、食品の不良や違反といった抽象的な表現にとどまっておりますけれども、ここでは、危害発生 の未然防止、それから、事業者負担の双方の観点から、法違反及び危害発生のおそれのあるものの中で設定をする必要があると指摘をいただいております。

それから、公表についてでございますが、これについても、一律の公表方法をとるのではなく、想定される健康被害の程度に応じた扱いを検討すべきとしております。

それから、制度の対象となります食品関係事業者の範囲についても、危害発生 の未然防止の観点から、引き続き検討すべきとしております。

続きまして、8ページの「4 情報の共有と交流」についてでございます。

まず、「(1) 情報の共有と交流の推進」でございます。

リスクコミュニケーションという言葉がございますけれども、これについては、都、都民、それから事業者の方々が相互に交流する様々な場面で行われる必要があります。今後もこの条例の趣旨を踏まえまして、私ども健康局の取組に限らず、生産から消費に至る各段階で情報の共有と交流が図られるような仕組みをつくるとともに、その参加の機会を逸することのないように、その内容について都民の方々に明らかにすべきと提言をいただいております。

続きまして、「(2) 教育・学習の推進」でございます。

リスクコミュニケーションを有効に進める観点からも、「基本的な考え方」の中では、食品の安全について、正しい知識を修得するための教育、学習の推進というものを提案しておりました。

専門委員会では、教育、それから学習に際しては、食品そのものの安全だけではなくて、食べ方についても取り上げるべきではないかという御議論がございまして、ここで食生活の安全というものを加えるとしております。

それから、「(3) 事業者による情報公開」でございます。

「基本的な考え方」では、事業者が保有している食品の安全に関する情報を自らが積極的にお示しするように必要な措置を講ずるべきとしております。事業者というのは、自分で製造する、あるいは販売しております食品について、最も豊富な情報を把握しておりますので、都民の方々に対して積極的にその情報を公表する責務があります。今回のこの報告では、公表に際しまして、都民の方々が情報を求めやすいように、しかも、わかりやすく伝えるようにといった配慮が必要であるとしております。

また、こうした趣旨からも、都としても、事業者による情報の公開を促進するような様々な施策を展開する必要について触れております。

それから、最後になりますが、「(4) 都民、事業者の意見の反映」でございます。

「基本的な考え方」では、ここは、都民の意見の反映としておりましたが、食品の安全確保には、都民はもちろんのこと、関係業界も含めました皆様方の意見というのを幅広く反映をするべきではないかという考え方から、ここで都民、事業者の意見の反映とさせていただいております。その意見を反映する方法でありますけれども、これについて具体的に条例に規定すべきという意見もありましたけれども、専門委員会では、食品安全推進計画の策定、それから、改定時におきます食品安全調査会での審議等について御提言をいただいております。

それから、意見の反映については、この条例に直接の根拠を置くもの、それだけではなくて、生産から消費に至る各段階で既存の制度も活用しながら、参加の手段を用意するとともに、参加の機会を逸することのないように、その参加方法について明らかにすべきであるということが指摘をされております。

続きまして、「5 国及び他の自治体との連携・協力等」についてでございます。

「基本的な考え方」においても、自治体間の広域的な連携については触れられておりましたけれども、特別区の区域において、保健所の事務を所管しております特別区との間でも、この条例の趣旨を踏まえた相互連携を図るべきとの意見がありましたので、専門委員会として加えてございます。

それから、最後に、「6 その他」でございます。

今回の「基本的な考え方」において、食品衛生調査会を改組しまして、新たに設置をすることにしております食品安全調査会でございますけれども、これについては、条例の改廃や食品安全推進計画の策定、さらに、東京都の食品安全確保対策におけるリスクコミュニケーションのあり方等の食品安全行政の基本的な項目について審議、検討をすることをその役割と整理をしてございます。したがって、それぞれの食品の安全性について、危害の程度を分析、評価する食品安全情報評価委員会とは役割が異なるということでございます。この調査会の構成につきましては、このような役割を踏まえまして、都民、事業者、学識経験者の方など適切な意見の反映が図られるような構成にする必要があると御指摘をいただいております。

更に、先ほど関係者の意見の反映について、その手続を条例に規定をするべきであるという意見があったというふうに紹介させていただきましたけれども、その趣旨からも、食品安全調査会については必要に応じて都民、事業者等外部の関係者から御意見を聞くことができるようにして、その審議に様々な意見が反映をされるように配慮すべきという提言をいただいております。

以上が、条例制定に当たっての留意点でございます。

なお、補足としまして、先ほども申しましたが、お手元配布の参考資料の1をごらんいただきたいと思っております。A4横の資料でございます。

ここでは、ただいまの専門委員会報告の中で御紹介させていただきました食品安全調査会、それから、食品安全情報評価委員会の役割の違いについてイメージを整理させていただいております。

まず、上の段の食品安全調査会でございますが、役割は食品安全行政のあり方の検討でございます。

構成としましては、各界の専門家の方、それから、食品関係の事業者、それから、消費者代表の方という形になっております。

所掌としましては、これは、知事の方から諮問させていただきます。例えばですが、生産から消費に至る食品安全対策にかかる基本的な事項といったことについて諮問させていただきます。その結果がどのような形で私どもの食品安全対策に反映をされるかと申しますと、場合によっては、条例や施行規則等の改廃をするかもしれませんし、それから、先ほども紹介させていただきましたが、食品安全推進計画の策定あるいは改定といったものに反映をされるのではないかと想定をしております。

一方の食品安全情報評価委員会でございますが、役割としましては、そこにもございますように、個々の食品の安全性について危害の程度を分析評価し、報告、提言をいただくという趣旨でございます。

構成としましては、主に微生物や食品化学等の専門家の方、それから、消費者の方という構成でございます。

所掌事項でございますが、毎回毎回の検討の課題に関しましては、これは委員会の方で選定をしていただきますが、危害情報の収集、それらの分析評価、そして、評価の結果に関しますリスクコミュニケーションの方法、どのようにしたら都民の方々に正しく、しかもわかりやすくお伝えすることができるかといったことについて提言をしていただくということでございます。

それが、どのような形で食品安全対策に反映をされるかと申しますと、その場合によっては、関係業界に対する指導等もあるかもしれませんが、それから、危害発生の蓋然性と重大性の観点から必要であるという判断に至れば、安全性調査あるいは措置勧告につながるケースもあるということでございます。

以上が調査会と評価委員会の関係でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

宮澤会長 大変ありがとうございました。ただいま黒川副会長並びに事務局から、専門委員会報告について大変詳しい御説明がございました。伺いますと、委員会では大変活発な御討議がされたと伺っております。

これから報告内容について御審議いただくわけですが、効率的に審議を進めるため、順次範囲を絞って検討していきたいと思っております。

報告案は、御説明のように3章に分かれておりますので、これに沿って大きく三つに分けて御審議をいただきたいと思っております。まず最初に、「はじめに」と、それから「第1 食品安全基本条例(仮称)の必要性」についての御意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

岩淵委員 寄せられた意見を拝見しますと、屋上屋を重ねるようなものは要らないというような意見もあるようですけれども、そのことに関して言いますと、常に国と都道府県のダブルスタンダードという問題が折に触れて問題の混乱の材料になったことも今まであります。ですから、そういった指摘も確かに当たっている部分もあります。あると思うんですが、食品安全を確保する上において、国と自治体の役割分担をきちんと明確に位置付ける必要があるということ言えば、当然ながら、そのように条例で様々なものをきちんと位置付けるというのは、これは当たり前、当然のことであると思っております。

ただ、その際、評価委員会は様々な分析評価をやるということなんですが、都も研究所をたくさん持っているというふうに思うんですが、調査分析なんかで、例えば検体を分析するという、そういった作業までやるということなのか。その場合、例えば国との役割分担をどうするのかという、そのあたりのところですね。検体の送付なんていうのは、国の方も結構急いでやりますが、そのあたりのところがきちんとできるのか。

それともう一つ懸念材料は、これは一番最後のところですが、保健所とこちらの衛生部局との情報の伝達というのが、これがどの程度スムーズにいくのか、不安な感じがいたします。いつも国まで情報が上がってくる中で、いろいろなステップがあり過ぎて、物すごくスピードが遅れるということが一番懸念される点でもありますので、例えば保健所、特別区、都、国というステップがあったら、どういうふうにやっていくか。

これはテーマとしては後の方のようですけれども、そのあたりのところが懸念されるので、これは行政に対する質問という形で、お答えは後でも結構ですので……。

宮澤会長 ただいま、岩淵委員から、行政間のかかわりについての御質問がございましたが、事務局からお願いいたします。

小川健康局副参事 私の方から、評価委員会と国の関係について御説明いたします。

まず、私ども東京都では、前の都立衛生研究所、今は健康安全研究センターと申しますけれども、もともと自治体においては、食品の検査というのが主な役割になっております。それは、食品衛生法に照らし合わせて、要するに基準に合致しているかどうか、それが

主な仕事でございます。国はそういう役割は、検疫所以外はやっておりません。

それから、東京都では、基準に合っている、いない以外に、要するに先行的な調査、必要な汚染物質調査、そういう調査を従来から実施しております。そういう過去の経緯を踏まえますと、今、評価委員会の中でいろいろなリスク情報がキャッチされたときに、当然そういうものについて、既存のデータを照らし合わせて評価する場合がありますし、それから、情報が足りなければ、更に追加して、健康安全研究センターで検体の調査をするということは十分にあり得ます。

また、国におきましても、同じように厚生労働科学研究の立場から、様々な研究がなされておりますけれども、それは、少なくとも毒性の評価であるとか、施策を決めるための基礎データとして調査をされている内容でございますので、基本的な性格は違います。その中で、場合によっては国のやっている内容と東京都が検査している内容が同じようなものが含まれている可能性もございます。そういう場合におきましては、研究所レベルの中で、国の研究機関と私どものセンターの研究レベルの機関で話し合いを持ちまして、整合性がとれるような形で調整を図っております。

ですから、例えば一つの検査方法につきましても、従来のやり方よりもこういうやりの方がいいというような知見が出てきますと、私どもの知見を国の方の研究者とすり合わせながら、いい方向に持っていくということでございますので、施策的なことについてのバッティング等はございませんし、また、検査レベルでも、都の検査と国の検査が全く違った結果が出る、そういうような御懸念は今のところないというふうに考えております。

岩淵委員 食品安全委員会ができたり、厚生労働省とか農林水産省、それぞれにいろいろ研究所などを持っていたりするので、その間の調整というのは非常に難しいのではないかなと、ちょっと懸念しています。独自に、しかもリスク評価というのは、この食品安全委員会は自前でやることになっていきますので。

小川健康局副参事 補足させていただきたいんですけれども、研究機関同士の情報交換というのは、研究者レベルで随時行われておりますし、また、東京都の検査機関も、産業労働局とか、私どもの研究所の方も、要するに独立しているのではなく、相互に情報交換をしております。

それから、国の全体の情報も、東京都の中に入ってくるようなシステムがございますので、情報の齟齬（そご）ということはないと思うんですけれども、評価という意味の御懸念につきましては、最初から御質問がございましたけれども、国の評価と東京都の評価が違う評価が出たらどうなんだというふうな御質問がいつもあるんですけれども、基本的な役割分担の中に、国の場合には、食品の物質そのものの毒性評価であるとか、例えば遺伝子組換え食品を認可するとか、クローン牛を認可するとか、それから、添加物を採用するとか、農薬の基準をつくるとか、そういうような評価がメインでございまして、私どもの方の評価というのは、基本的に国の安全委員会の立場ではなくて、リスク管理部門の行政のアドバイスというニュアンスの評価の部分でございまして、当然打って出る提言に対する都の施策というものは、東京都の役割分担を踏まえて実施できる内容に限られておりますので、その評価によって行政が混乱するということはまずないというふうに考えておりますし、私どもの評価委員会の会長を含め委員の皆様方もその点については非常に慎重に御検討いただいている状況でございます。

北城委員 私は初めての委員でもありますし、また、専門的な知識を有していませんので、若干お許しを願いたいと思うんですけれども、昨年のBSEでの国の対応の遅延が本条例の制定に向けた機運を高めた一つの要因なのかと、こんなふうにも思わざるを得ないわけです。ただ、国の方におきまして、食品衛生法の改正を始め、様々な法整備の関係であるとか、また、数か月前には、食品安全委員会の立上げ等々の中でかなり改善をされてきたと思うんです。先ほど御指摘がありましたように、二重行政というような指摘もあったわけでありましてけれども、まだ国の方におきまして、このような制度上に不備があるから本条例を制定する上において大変なメリットがあるとか、そのようなより鮮明な理由というものを教えてもらいたいということが一つ。

もう一つは、自治体でしかできないようなメリットがあると思うんです。例えば都民の方々の情報が自治体の方が入りやすいとか、国には入ってこないとか、そのような関係もあると思いますので、この点につきまして御説明をいただきたいと思います。

宮澤会長 ただいまの北城委員の御意見に対して、お答え、あるいは何か追加するようなことがございますでしょうか。

村田健康局副参事 それでは、ただいまの北城委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

これは、これまでの検討の経過の中でお答えをしたいと思うんですが、まず、国がそれなりの対応をされても、それでもなおかつ都として補うべき点があるとしたらということなんですけれども、まず、これまでも整理させていただいたように、国というのはナショナルスタンダードをつくる、それが最大の役割であろうかと思うんです。ただし、スタンダードをつくるには、それ相応の時間がかかるということですので、その設定をただ待つ、それだけでは、ひょっとすると、食品がもたらす危害発生というのは防げないかもしれない。したがって、今回の専門委員会の報告の中でも提言いただいておりますように、安全性調査ですとか、措置勧告という手段を用いまして、ナショナルスタンダードがなくて、しかも、危害発生のおそれがかかなり強いというものについては、都として独自の対応をする、そこのあたりがこの条例で国制度の足りないところを補完するという最大のポイントではないかなというふうに考えてございます。

それから、自治体レベルでございますので、国とはまた情報の収集の方法も全然違うと思うんです。私ども、保健所等もありますし、それから、特別区とも日常の食中毒等の事件、あるいは違反の処理等をめぐりまして、相互に情報の交換をしておりますので、その中で、様々な都民の方々、あるいは施設等からの情報が上がってくるわけでございます。苦情であったり、相談であったり、そういった身近な情報というのも、ひょっとしますと、その内容いかんによっては、評価委員会の評価の対象になったり、あるいは安全性調査を適用するほどの事例になるということですので、身近な情報を集めるというところで、自治体の独自性あるいは優位性というのを活かしていきたいというふうに考えてございます。

なお、岩淵委員の2点目の御質問なんですけど、これは、後ほどの3の留意点のところ、そこでまとめてお答えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

宮澤会長 ありがとうございます。御参考になるかもしれませんが、厚生労働省ある

いは地方自治体の研究所から、食品安全に関する調査研究が学会等に報告する例が多々ございます。それを拝見いたしますと、国は国の独自の立場からの報告、地方自治体は地方自治体なりの報告も多数ございます。時に応じて両者連携した報告も見られます。今、御質問の内容に若干かわり合いがあるかと思しますので、御参考までに御報告いたしました。

奥田委員 3ページの「4」のところの「未然防止の観点による情報収集…」のところですけれども、私たち消費者の希望は、未然防止より、もう一步進めて「予防原則」という考え方をこの中に取り入れてほしいと思うんです。というのは、科学的知見とかそういったものは、時にひっくり返ることが何度かありまして、ゼロリスクはあり得ないということはわかっていますけれども、だから、今の現状の一番最新の知見が一番いいとも思えない、納得いかないこともあるわけですが、そういう不安があるときの「予防原則」というものを明確にさせていただきたいかなと思います。

宮澤会長 御要望ですね。今、御要望という形で出てまいりましたが、先に進んでよろしいでしょうか。

碧海副会長 先ほどの事務局からの全体の御報告について、1点だけ私がつけ足したいというか、たしか専門委員会の議論の中で、「消費者」という表現を「都民」という言葉に改めた方がいいという議論がありまして、それで今日のこの報告の中では、全部「都民」になっております。ところが、配られている参考資料とか別添の資料などを見ますと、まだ「消費者」という表現になっているものが結構ありますが、これも「都民」と考えた方がいいんじゃないかというふうに思うので、補足なんですけれども……。

宮澤会長 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

村田健康局副参事 ただいまの碧海副会長の御指摘でございますが、多分参考資料の1としてお配りしました調査会と評価委員会の役割のところの説明だと思います。御指摘いただきましたように、専門委員会では報告書においても都民という用語に統一をしましょうということだったと思いますので、こちらは都民という形で訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

宮澤会長 ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎてまいりますので、先に進めさせていただきますが、続きまして、「第2 検討に当たっての視点」について……。

奥澤食品監視課長 先ほど奥田委員から御提言のあった「予防原則」のお話なんですけど、単に要望ということだと、また今後の取扱いもいろいろまだ不明確なんですけど、もう少し御議論いただくとありがたいと思うんです。取りあえず要望ということで、先でまた改めて何か御審議いただくという御予定であれば、またそれでよろしいんですけれども……。

岩淵委員 今意見という話が出たので、意見を言ってよければ申し上げます。

確かに「未然防止」から一步進んで「予防原則」というのは当たり前の話で、そこまで踏み込んで考えるべき問題であることは間違いありません。ただ、その場合、「予防原則」ということを実際に実行する場合には、そこでリスクマネジメントをなさる、多分大概行政なんですけど、そのところで決断を迫られる局面というのはたくさん出てくるわけですし、その場合に、そのことによるマイナスをどういうふうにカバーするかという問題

が常に出てくるわけです。

先ほど奥田委員がおっしゃったように、今の知見でも不安だという不安に思われる方というのも、当然ながら都民の中にいらっしゃるわけですが、一方では、その不安にこたえる形で、では、例えば「予防原則」で出荷停止とか、そういったようなことにすることによる経済的な打撃、損害及び損害賠償、そこまで考えてリスク管理をしなくちゃいけないわけですので、ですから、不安をどの程度斟酌するかというその問題、それから、現在の知見をどこまで信頼できるか。だから、それを判定するのがこの評価委員会でありまして、そういう意味で言いますと、その決定といいますが、直接的な最終的な決定権は都知事にあるんだとは思いますが、この委員会の審議を経て都知事が決定するとか、法律的にはよくわかりませんが、そのような形にするのが一番妥当な方法ではないかなというふうに思われます。

なお、蛇足で申し上げますけれども、では、具体的にリスクマネジメントで、予防措置で出荷停止なり、そういったような決断を下す現場の担当者が過重な負担を負うなり、そういったことがないように、仮にそれによる経済的な損害で損害賠償を請求された場合には、これは都として、もちろん甘んじてこれを受けとめるという、そういう庁内の体制なりシステムをきちんとつくっておく必要があるということだけは申し上げておきたいと思えます。

宮澤会長 行政への思いやりの御発言でしたけれども、ありがとうございました。

交告委員 「予防原則」のことですけれども、未然防止に努めるということで、予防的に行動しなくてはいけないということは当たり前なんですけれども、「予防原則」という言葉自体はそれほど当たり前でもなく、1970年代ぐらいに、ドイツの環境政策にあらわれた考え方だと言われているんです。いろいろな分野の人がいろいろなことを言っておられて、「予防原則」という言葉で何が要求されるのかということはまだまだ研究する余地があると思えます。

それで、私が専門委員会で御提言申し上げたのは、条例の条文の中では、「未然防止的な態度を重視して」とか、そういう事柄を書くということはあるんですけども、もっと具体的なことを書く場合には、食品安全推進計画の総論の部分で、「予防的な態度をとり」というようなことを敷衍（ふえん）する形で書くのがいいと思えます。一番大切なことは、今までずっとシロだと思っていた食品が実はシロではないということがあるわけですから、判断を固定しないということ。つまり、事務の負担ということがあるので、日々すべての食品をチェックするというわけにはいかないの、クロに近い灰色のところあたりに労力を割かなければいけないという現実があるわけですが、しかし、シロだと思っていたものについても、判断を固定しないということが食品安全のもとでは一番大切だと思えます。要するに、条例の条文の中には、未然的な防止に努めるというようなこととどめて、食品安全推進計画の中では、そのように情報に対して柔軟な態度を失わないように注意することということを書き込む。こういうふうに考えたらどうかという御提案をしました。

と申しますのは、条例である言葉を使いますと、その言葉が何を意味するかということ、ある程度はしっかりした内容を予定しておかないといけないと思うんです。御存じのように知る権利というのがありますけれども、情報公開法では採用が見送られたという経緯

があります。それは、まだ中身がはっきりしないからです。だから、今申し上げたように、食品安全のことで何を具体的に要求しているかということをも食品安全推進計画の総論部分できちっと書くという方向がいいのではないかというふうに思っております。ですから、「予防原則」という言葉自体が条例に出てこなかったとってがっかりされるとまずいというふうに思います。

以上です。

林委員 今の交告委員のお話と私はほぼ同じような立場ですけれども、要するに、「未然防止」という文言の中に、いわゆる予防原則というか、駐日欧州委員会の訳し方だと、予防の原則とか言っていますけれども、そういう考え方が含まれるというふうに私は理解して、この審議に参加して、これに賛成しているということです。

宮澤会長 奥澤課長の方から先ほどお手が上がったんですけども……。

奥澤食品監視課長 もともと「基本的な考え方」をお示ししたという立場の中から、若干、事務局としての考え方を御説明させていただければと思うんですが、危害の未然防止ということにつきましては、既に8月にお示しさせていただきました「基本的な考え方」の中でも、一つの柱として出しております。したがって、「基本的な考え方」の中で、今法制度の中で、規格であるとか基準とかということのない分野についても、こういった未然防止の観点から一歩踏み出した対応が必要であろうということは十分書き込ませていただいているつもりであります。

それで、根底にありますのは、基本的な三つの考え方を示させていただいていますが、科学的知見に基づく安全行政というのが、その他の二つの事業者責任の問題、それから、関係者の相互理解と並べて冒頭で掲げさせていただいておりますが、先ほどもお話の中でありました科学的知見というのは、常に新たに固定的なものではなくて、当然先ほどもありましたように、シロがクロになったり、逆にクロがシロになったりということがございます。

そういう意味で、その時点時点で私どもがどういう対応をとるかというものの一番のよりどころになるのが、この辺の科学的知見というものが、最新の科学的知見というものが一番のよりどころになってくるのかなというふうに考えております。したがって、この科学的知見に基づく行政というのは、非固定的な後ろ向きの行政という意味ではなくて、日々進歩するそういった科学的知見、そういったものに対して取り組んでいくという意味で、この中でも、先ほどの説明でも御説明させていただきましたように、この本編の5ページにもありますように、科学的知見に基づく安全行政は危害発生時の未然防止の観点からも推進する必要があるということで、専門委員会でも御議論いただいて、報告書の中に追加させていただいておりますように、この考え方の中に未然防止という考え方に取り組んでいるつもりであります。

未然防止と、先ほど林委員も言われましたように、「いわゆる」とつけられた部分もありますけれども、「予防原則」というものがなかなか言葉として明確な定義がないということで、あえてその言葉はこの中では使用しなかったという状況を補足して御説明させていただきました。

宮澤会長 ありがとうございます。食品安全基本条例の必要性、根底にかかわることですので、これは、大変議論百出、なかなか尽きないところかとは思いますが、最後に

全体を通じての御意見をいただきたいと思います。時間もございますので、続きまして、「第2」に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、「第2 検討に当たっての視点」、こちらについて御意見をいただきたいと思います。

「第2」についての御意見はございませんでしょうか。では、先に進ませていただいてよろしいですか。

それでは、最後の「第3」です。少し長くなりますけれども、条例制定に当たっての留意点について御意見をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

奥澤食品監視課長 冒頭で岩淵委員の方から御指摘のありました保健所あるいは特別区等との情報伝達がスムーズに行われているのかということで、この「第3」の最後に、国及び他の自治体との連携、協力、都の保健所の場合は内部組織でありますけれども、この辺とも絡んでくるかということで、若干、現状を御説明させていただきます。

制度としては、特別区は独自に保健所を設置しているということで、そういう意味では、都とパートナーという形で、連携・協力の相手先ということになります。多摩にあります島しょを含めた市町村部の保健所は、私ども東京都の健康局の直轄の保健所ということになっております。ここが国の組織と大きく違うところでございますけれども、私どもの局にある食品医薬品安全部が所管しておりますけれども、現実の都民の方あるいは事業者の方との具体的なやりとりというのは、基本的には保健所、若干このほかに事業所も抱えておりますけれども、そういったところが実際の日常の食品安全のための業務を行っているということで、日常的に連絡体制というのは確保しているつもりであります。

例えば、都民からの問い合わせも圧倒的に保健所の窓口等に、あるいは事業者からのお問い合わせも保健所の窓口で、かなりの部分、何万という件数になりますけれども、日常的にいろいろお問い合わせ、御相談をいただいております。例えば、都民からの苦情対応、あるいは違反処理、あるいは食中毒の調査、こういったことを行う場合でも、基本的に一つの組織の中だけで完結するというのはほとんどございません。非常に広く流通している食品でございますので、特別区との関係、あるいは都の保健所だけではなくて、全国の自治体との日常的な連携関係の中で業務を進めているところでございます。

そういったことで、日常的にそういったパイプの連携体制の中で、今現在行われている。加えまして、実務レベルの連絡会みたいなもの、あるいは課長、管理職レベルの区との課長会での情報交換、こういったものも例月で日常的に行われておりますし、何か大きな事件があった場合には、それとはまた別に、それぞれの課長会の幹事役の区と調整をとるなり、緊急的な情報交換も行っている。これが現状でございます。

こういった連携体制というのは、現状が100点満点かと言われると、常に見直していかなければいけないので、御指摘のとおり、ますますこういった連携体制を図っていかなければならないとは認識しております。現状はそういった状況でございます。

岩淵委員 なぜそういうことを聞いたかということ、さっき、要するに報告制度が保健所でもという業界側の要望が大分強いようなので、それでもきちんと対応できるかどうかということがお聞きしたかった点なんです。

奥澤食品監視課長 これは、専門委員会のところでも報告書の中にあえてまた盛り込ませていただきましたように、「基本的な考え方」の中では、知事への報告制度という形に

しておりますけれども、いろいろ法令に基づく届出も、現行の例えば許可であるとかそういったものも、法文上は知事の許可ということになってはいますが、現実的には例えば食品衛生法の許可も実際には保健所長に権限移譲しまして、実際に保健所に申請していただいて、保健所で許可する。そういうようなシステムになっております。

この辺につきましては、専門委員会での御提言を受けて、この辺、特別区との関係、いろいろ手続的に調整をしていかなければならない部分もございますので、十分にその辺の御意見を踏まえた上で、関係自治体と調整をさせていただきたいと考えております。

宮澤会長 岩淵委員、よろしゅうございますでしょうか。ほかに何か御意見ございませんか。

奥田委員 私たち都民は情報がないんです。何でも食べているんですけども、その食品がどういう経路で、あるいはどういう作り方をされてきたかということについては全くわからないわけです。見ただけでは勿論、食べてみても、何もわからないわけです。情報というのは、関係者の方、事業者の方が握っているわけです。

新聞のおわび広告などを見ますと、関係者でも自分のところのことはわかっているけれどもそれ以前のことはわからなかったので事件に至りました、というおわび広告が載っていたりします。結局、それぞれが携わる範囲がすごく専門化されていて、わからないまま次から次へと、商品として流れていきますから、当事者しかわからない情報というのは、当事者からしか発表してもらえないというか、通報してもらえないわけです。そうしたときに通報を受ける体制というのはどうなっているのかと、多分当事者は自発的には言わないことが多いかなというような不信感がありますので、不信感と言ったら申しわけないんですけども……。

宮澤会長 私が答えるべきものではないかもしれませんが、国としましても、トレーサビリティの問題は最重要課題として取り組んでおられます。それから、もちろん都としましても、この条例の中にその趣旨を取り込んでおります。一時にできないかもしれませんが……、農水省あたりは、年度毎に品目を定め、トレーサビリティを完結したいというようなことも言っております。各地方自治体においても、特殊性のある食品については一刻も早くそれを築き上げたいというのが本音ではないかと思えます。

業界は業界でもって、それなりの自分たちの存在をかけておることですから、トレーサビリティなるものを企業戦略的なものとして利用しているところもあるようです。近い将来、そういう御要望には十分こたえていけるだけの体制にはなっていくのではなかろうかと思えます。

幸いにして、最近の情報化というのは非常に急速な進歩を遂げております。インターネットを利用した情報伝達も進んでいます。

奥田委員 トレーサビリティもそうなんですけれども、内部通報の保証というところに、安全がつながっているのではないかと思うんです。

碧海副会長 奥田委員に質問したいんですが、今おっしゃっているのは、9ページの一番上の「事業者による情報公開」のところをさしておっしゃっているんでしょうか。

ということだとすると、事務局の方から、その部分について何か具体的な、例えば補足とか、そういう御要望があるのであれば、そのことについて答えていただいた方がいいかなと思えます。

宮澤会長 ただいま碧海副会長の方から貴重な御意見をいただきましたが、事務局の方から何か御説明いただくことがございますでしょうか。

村田健康局副参事 それでは、現状というより、この事業者による情報の公開に対する私どものスタンスと申しますか、どういうことを施策的に考えているのかということについてお話をさせていただきたいと思えます。

本来であれば、自分が作ったり売ったりしている商品について、それを買われる方々、使われる方々に情報を提供するというのは、事業者御自身でやっていただくべきことなのではあるかと思っております。ただ、それだけでは不十分である、必ずしも都民の方々に満足にこたえることはできないということで、一定の受け皿というんですか、仕組みは都としてもつくる必要があるだろうというスタンスでございまして、こうした考え方に基きまして、今年度の重点事業としまして、食の安全安心のための仕組みづくりの中で、「都民のための生産情報提供プロジェクト」というものを産業労働局が中心になりまして進めているところでございます。

そのプロジェクトのどういう内容なのかといったことについては、所管の産業労働局の方から補足の説明をしていただければと思えます。

武田産業労働局副参事 産業労働局でございます。

まず、生産情報の開示ということでございますけれども、これにつきましては、本年度から、生産者または事業者の方が生産情報を記録して、また、その記録についてそれを公開していくというような事業を、今、進めてございます。これにつきましては、それに取組む企業、またはそのつくりました食品、これを東京都に登録していただきまして、東京都が都民の方に情報を提供するというシステムになります。

ただ、このシステムを企業の方、または生産者の方が食の安全安心の取組に対して賛同していただけるという条件が入るわけでございますけれども、すべての東京都の生産者ですとか事業者の方がこの事業に絶対乗るといような義務規定ではございません。ですから、取り組んでいただけるといった事業者の方と東京都が共同しながらこういう事業を進めていこうという趣旨でございます。

それから、農林水産省の方につきましても、この記録につきましては、補助金等をつけまして現在推進している最中でございます。特にトレーサビリティと申します生産サイドから都民の手に渡るまでの記録がきちんとつけられるようにということで、情報器械、それからラベル等、これを印刷するもの、こういうものを補助していこうという制度はございます。こういうものも東京都としては進めていきたいと考えております。

高橋委員 私は農業団体の高橋でございます。今、産業労働局の武田副参事がお話しになりましたように、我々団体といたしましても、農薬の法改正が3月に行われ、農薬取締法の関係、それから、今、言われているトレーサビリティの関係、これらについて全JAで講習会を開いております。トレーサビリティについては、今年度から実施するように徹底しており、私どもの職員が出向しているいろいろな勉強会を開きながら指導しております。

ですから、これから東京都の農産物についてのトレーサビリティの全面的な実施はできないかもしれませんが、2～3年のうちには全面的に情報が開示できるような方策をとっていききたいというのが我々農業者の団体としての考え方でございますので、一つ

よろしくお願いいたしたいと思っております。

以上です。

宮澤会長 ありがとうございます。大変煮詰まってきたお話ですけれども……。

和田委員 全般にですけれども、もう既にお話がありました都の役割の必要性というところでは、食品安全基本法の中で、国と、それから地方自治体、それから業界、それぞれの責務と、それから、消費者の役割ということでのそれぞれの分担があるわけで、国の施策について不備があるからということではなくて、不備があろうがなかろうが、国と地方自治体とのそれぞれの役割、責務というのはありますので、是非、進めていただきたい。必要性があるというふうに考えております。

そして、特に東京都の場合、今までの安全行政、あるいは例えば表示の行政なんかでも、東京都で実施したことというのは相当波及効果があるということから言いましても、早急に進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、「予防原則」の点につきましては、「未然防止」の中に「予防原則」が全部入っているとまでは思いませんけれども、「未然防止」ということ、それから、「予防原則」というのは、消費者としては望んでおりますことで、今までお話がありましたこと、だめ押しになりますけれども、一つの科学的な知見というものを固定的に考えないで、十分にその点を柔軟な対応ということができるような積極的なリスク管理のところまで含めまして、将来の検討というものが急がれるんではないかなと思っております。

それと、今の情報提供につきましては、リスクコミュニケーションと重なってくるわけですけれども、これは国でも今リスクコミュニケーションのいろいろな会合が持たれております。それで、リスクコミュニケーションというのは、なかなか行政も、それから業界も、消費者の方も、なれていない面があると思うんです。コミュニケーションというのは双方で往復があるのがコミュニケーションのわけですから、情報の出しっ放しということではなくて、是非、丁寧な実のあるコミュニケーションのやり方というのを、のんびりしているわけにはいきませんが、余り情報を出してリスクコミュニケーションの場をつくってということで急いでやらないで、着実な積み重ねということが必要ではないかなと思えます。

それで、情報の提供というのが、ともしますと、例えば今までの消費者団体のルートとか、それから、消費者センターとか、そういうところに偏りがちなんですけれども、これはいつもお願いするんですけれども、私どものところにいろいろな情報、国からも自治体からもいただいておきますと、例えば食のパンフレットを置きますと、食のところ以外のことをやっていらっしゃるグループであるとかそういう方が見えて、こんなパンフレットがあるのですか、知らなかったからいただいていきますと言われることが多いんです。非常に情報量が多いのに比べて、それが有効に使われているかどうかという疑問を常に感じております。

特に今、国も地方行政も財政が非常に厳しい中でつくるパンフレットであり、情報提供なんですから、効果的に、本当にその情報が都民の手元に届いているかどうか、同じルートだけではなくて、例えばですけれども、市役所とか公民館とか郵便局とか、みんなが集まる可能性のあるスポーツ施設とか病院とか、それを置くこと自体が難しいのかもしれないけれども、そういう努力を是非していただきたいということをお願いしておきたいと

思います。

以上です。

宮澤会長 ただいま和田委員からの御発言がございました。和田委員はいろいろなところに委員として御出席ですので、全体をまとめていただいたようなお話でしたが、その中で、最後に御提言がございました。私もそれについては同感でございます。是非、情報というものが都民に十分行き渡っているかどうかを図るような施策があってもいいんじゃないかというふうに思っております。

大分時間も差し迫っておるんですけれども、全体を通じての意見について、もう少し提言などいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

高濱委員 食品メーカーの立場から、全体に関しまして幾つか要望を申し上げたいと思います。

東京都が独自の制度を構築されるということでございますけれども、私ども、食品の多くが全国流通する中で、東京都が独自の制度を構築されると食品の流通や生産に混乱をもたらすおそれもあるのではないかという懸念がどうしてもあるわけがございますので、そういう懸念を払拭できるように、先ほどいろいろお話がございましたけれども、国や他の道府県との連携、情報の交換を密接にやっていただきたいと思います。

特に、国の食品安全委員会と緊密な連携を保っているというお話もございましたので、特に食品の安全性の評価分析につきましては、国の食品安全委員会との連携は是非ともお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、私ども食品企業の立場から一番困りますのは、先ほど岩淵委員からも御意見がございましたけれども、ダブルスタンダードが存在するということが一番困るわけがございます。皆様方の記憶に新しいかと思いますが、つい最近も、ある冷凍食品メーカーが中国から輸入したエビについて、国の検査と東京都の検査の結果が食い違ったということもありまして、混乱が生じたこともございましたが、こういうのは企業側にとりましてどういうふうに対応していいか、難しい問題もございますので、その辺については、御検討をいただきたいと思っております。

それから、食品企業も現在大変厳しい状況に置かれておりまして、その中で食の安全安心を確保していけるよう、人材育成とか情報の提供とか、簡易な検査機器の導入とか、そういう面では是非とも行政側の御支援、御指導をお願いしたいと思います。

また、回収の問題につきましては、自主回収の報告・公表制度を設けるというお話も出ておりますけれども、そもそも現在の回収のあり方は、本当にこれでいいのかどうか、様々な視点から検討する必要があるのではないかと思っております。

東京都においては、食品安全調査会が新たに発足されるということでございますので、東京都と消費者の皆さん、更には事業者等の関係者が一緒に、食品の回収というのはどうあるべきなのか、現在のあり方はどう見ても、製造メーカーが過剰な回収をしているのではないかなという感じはぬぐえないわけがございます。食品の過剰な回収が行われますと、環境面への影響とか、企業経営への影響とか、実際に職場で働いている人のモラルの問題とか、更には健康に問題のない食品を捨てるというある種の倫理観の問題とか、いろいろ問題があろうかと思ひまして、そういう面を、今後、総合的に是非議論をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど奥田委員の方からも御意見がございましたけれども、食品メーカーの方でも、お客様相談室等を設け、そこにベテラン職員を配置いたしまして、どのような形で消費者の皆さん方に情報を提供し、丁寧な説明をしたらよいかということにつきまして、いろいろ配慮しているところでございます。実は、私ども食品産業センターでも、そういうお客様相談室の皆さんを集めまして、どのようにしたら適切な対応ができるのかにつきまして議論を重ねているところでございます。

次に、トレーサビリティの件でございますが、生鮮食品の場合は比較的やりやすいんでございますが、加工食品につきましてはいろいろな原材料を使っているということもあり、なかなか導入が難しい面もございますが、中小企業でも導入ができるようなシステムをつくらうということで、私どもも、国から補助金を受けまして、実証試験をやっているところでございます。昨年は魚肉ハムソーセージを対象に二次元バーコードを使用したシステムを構築し、今年はポテトチップを対象にPDFファイルを用いた新しいシステムの導入を検討しているところでございます。

最後になりますが、先ほど「予防原則」というお話がございましたけれども、今回の条例で一番私ども企業が懸念しておりますのは、措置勧告制度と自主回収制度でございますので、今後、条例化の段階や更には詳細な施行規則をつくる段階で、その対象とか手続等について、御意見を申し上げる機会をつくっていただければと思っております。

以上でございます。

秋田委員 私も今回こちらに初めて委員として参加させていただくものですから、大変基本的なこと申しわけないんですが、大体、条例を定めるということであれば、制度趣旨と目的、そして、効果というものをある程度考えてつくるものだと思うんですけども、これを読んだり、あるいは議論を聞いたりする限り、確かに制度趣旨、そして目的、そしてどんなことをやるかということはよくわかったんですが、効果はどういった感じで見込んでいるのかが私にはいまいちよくわからないんです。この条例を定めてどういった効果が実際は出てくるのかということをお教えしてほしいんです。

奥澤食品監視課長 効果ということはどういうふうにあらわしたらいいかというところが非常に難しいところだと思うんですが、これまでも食品衛生法を中心として、生産段階を含めた農薬取締法、それぞれ個別法なり、あるいは東京都でも従来から横出しの条例も持って対応してきておりました。できるだけ対応に努めてきたところでございます。

今回こういったことで改めて基本条例という形で出していくというのは、従前は個々、個別の法令なり要綱なり、いろいろな制度を庁内連携のもとではありますけれども、それぞれに基づいてそれを執行するという立場でやってきたのが現状でございます。今回は、それらのもろもろの個別制度はもちろん、まさにそれに基づいて引き続き執行していくわけでございますけれども、それを組織も含めて横断的に都民の食の安全という観点から、しかも、それが単に個別の法条例というのは、行政がどういう権限を持ってどういうふう規制すると、こういうのが中心になるわけでございますけれども、食の安全を確保していくためには、単にそういう規制行政だけではなくて、事業者の方あるいは都民の方、それぞれのもちろん役割分担は違いますが、一体となって連携してやっていかなきゃならない。こういう考え方を大きく打ち出したというふう考えております。

では、具体的に1年後にどういうふうになるのかということについては、食の問題とい

いますのは、このリスクコミュニケーション一つとらえましても、非常に長期的な展望の中で積み上げていかなければならない課題だと考えております。ですから、条例ができた、翌年こうなったというような数字で何かがあらわされるかということになりますと、なかなか難しい問題であろうかと思えますけれども、今までとはまた違った視点で、食への安全に向けての取組が一步、もう一步踏み出した形で進めていけるのではないかなと、極めて抽象的ではございますけれども、そういう展望を期待しているところでございます。

岩淵委員 手短かに申し上げます。国の食品安全委員会とこちらの食品安全調査会との組織的な違いをみますと、こちらは委員会に消費者と業界代表を入れる。これは、実践的な意味で高く評価します。先ほどからこのあたりでやや空中戦が展開されつつあるようですけれども、今後具体的な措置を決めるに当たって、もっと激しい白熱した議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、リスクコミュニケーションの責任を向こうは親委員会の方につけていますが、こっちは下で、多分こっちの方が実践的ではないかなというふうに思いますので、そのあたりのところのリスクコミュニケーションのあり方をきちんと整理して、具体的なマニュアルもつくってちゃんとやってもらいたいと思います。

それと、リスクコミュニケーションの範囲の中に入るかどうかはまた別ですが、リスク管理といいますが、危機管理的な部分で申し上げますと、BSEの初期の段階で、東京都が検査で出たやつを国がとめたのにぱっと公表して、結果外れたんですが、あれは高く評価しておりますので、原則情報の公開というのをきちんと認識しておいていただきたいと思います。

それと、さっきの関連でもう一つ。保健所の管轄の問題でいきますと、和歌山の毒カレー事件のとき、保健所政令市なので、最初は県と保健所で連絡がとれなくてめちゃくちゃだったんです。そういったこともありますので、危機管理という面で言いますと、保健所のところもやや不安材料なしとしませんので、これもまた、きちんと相互にとっさのときの連絡から何からマニュアルをつくっておいていただきたいというふうに思います。

それともう一つだけ、これはルールがあるんでしょうけれども、条例の場合でも、見直し規定というのは、例えば3年後見直しとか、そういったようなものがもしあれば、つけておいて、今後様々な、それこそ知見とかそういったようなものの変化もあるでしょうから、そういったものをつけられるんだったらつけておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

宮澤会長 条例制定に向かったの御意見ですが、交告委員、何かそういうことで御意見等がございますでしょうか。

交告委員 私が申し上げたのは、先ほどの「予防原則」のことで、「予防原則」という言葉を使わなくても、その中身についてきちっと安全推進計画のところを変えていただきたいということですよ。これは、条例そのものではないので、ここで必ずそうすることにはならないと思うんですが、そういう方向に、条例と、それから安全推進計画、これは安全推進計画の総論的な部分は、条例というのは法律の文章ですので、言葉をきちっとしなきゃいけないという面があって、理念的なことが余り盛り込めない面があるので、安全推進計画の総論的な部分を充実したものにしていきたいというこの1点です。

それから、今、岩淵委員から、情報公開の話がありましたけれども、これは法律家から見ると非常に難しいのでして、カイワレ事件も高裁でひっくり返ったりしてしまっていて、原則公開という方向はあるんですけども、この文書にも書いてありますけれども、方法はいろいろ状況に応じて工夫していくという必要があって、ここが一番難しいところかなというふうに思います。程度に応じて公表ということですよ。それは大いに注視したいところだというふうに思います。

以上です。

奥澤食品監視課長 先ほどの岩淵委員から幾つか御指摘がありましたので、その中で幾つか簡潔に分担してお答えしたいんですが、最初の食中毒のときの御指摘なんですが、現状、既に食中毒、危機管理マニュアルをつくりまして、特に東京都内の場合には、特別区で発生したものにつきましても、私どもの方で情報を一元管理いたしまして、それで広域的な対応がとれるような形で現在対応しております。それが現状でございます。

村田健康局副参事 それでは、私からは、リスクコミュニケーションの推進のことにしてお答えしたいんですけども、先ほどリスクコミュニケーションについては評価委員会の方で担われるというふうに理解されているという御発言があったんですが、その部分を補足させていただきますと、評価委員会が担いますリスクコミュニケーションというのは、評価委員会で評価をした結果、その評価結果を今後どのようにして都民の方々に注意喚起をしていったらいいのかというときのコミュニケーション方法について御提言いただく、いわば各論の方を所管をするということになります。

それでは、総論についてはどうするんだというところは、これは、実は専門委員会でもいろいろ議論があったところでして、例えばなんですが、そのための専任機関を条例で位置づけた方がいいのではないかという御意見もあったんです。ところが、条例で機関を設置するというのは、地方自治法上の附属機関という扱いになってしまっていて、附属機関の所掌としては、リスクコミュニケーション、私ども東京都もその中に入って一緒にコミュニケーションするという位置付けにはなじまないのかなということになりました。

最終的には、リスクコミュニケーションのあり方論、総論の部分をどのように今後東京都は進めていくべきなのかということについては、今後食品安全調査会での審議事項としましょうという整理にさせていただきましたので、この条例ができた暁には、食品安全調査会が改めて発足するということになると思いますので、そちらの方で引き続いて御議論いただければというふうに考えてございます。

それから、3点目は、例えば3年後に見直し規定をという御要望かと私は受けとめておるんですが、例えばなんですが、明確に3年後にこの制度が廃止になるといったような根拠があって、3年後にはその条例の持つ意味合いがなくなるということが明確であるならば、明確に3年後に見直しをしますということが言えるわけなんです。現状では、果たしてこの条例を例えば3年後ないしは5年後に明確に見直すべきかという根拠がなかなか見当たらないのかなと。したがって、はっきり明文の形で3年後に見直しということはなかなか書けないのでございますが、ただ、条例といえども、一度作ってしまえばそれで終わりということではございませんので、例えばいろいろな社会状況が変わりまして、今回審議いただいたこの条例をもう1度見直す必要があるという時期が来れば、また食品安全調査会でずとか、あるいは関係者の御意見等を伺って見直しの機会というのは当然ある

のかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

あと、リスクコミュニケーションについて、若干補足説明をさせていただきます。

小川健康局副参事 私の方から、御説明いたします。リスクコミュニケーションの一番の効果というのが、風評被害の防止みたいな言い方をされていると思うんですけども、確かに情報の提供の仕方によりましては、非常に誤解と混乱を招きます。そういう意味で、今、私ども評価委員会の中では、どのような形での情報提供をするかということを検討しているんですが、その中で、単に情報提供だけではなくて、情報の持っている意味とかそういうものもきちっと知らせて提供すべきだと考えています。例えば、ある肉が汚れているといっても、そういうことは昔からあるんですけども、だったら安全な食べ方はこうですよ、そういうようなフォローの部分まできちっと示して、気をつけましょうねというような、これは例えですけども、そういうような意義の部分まで含めて提供する。なおかつ、出しっ放しではなくて、今私ども、ネットフォーラムでありますとか、都民フォーラムでありますとか、実際に今度は消費者の方々、都民の方々から、インターネットを使った場であるとか、そういうところでも御意見をいただいております。現に健康食品の問題でありますとか、私どものいろいろな施策についてとか、それから、いろいろな様々な事件についての情報について、いろいろな御意見なり討議が行われておりますので、そういう場を通じて、都民のニーズとか、それから、理解度とか、そういうものを十分把握しながら、私どもは施策をもう一步進めていこうと思っております。リスクコミュニケーションというのは単発ではなくて、繰り返し繰り返し進化させていくものだというふうに考えております。

先ほど和田委員の方から、性急にすべきではないというふうな御提言がありましたけれども、まさに一步步積み重ねてやっていくように考えております。単なる総論を示したマニュアルだけではなくて、個々の事例に即して、一步步積み重ねたものが最終的にはマニュアルになるのではないかと、そんなふうに考えておりますので、どうかいろいろとまた御指導をお願いしたいと思います。

宮澤会長 どうもありがとうございました。

大分時間も過ぎてしましまして、進行役が下手なので申しわけありません。予定の時間もほぼぎりぎりになってしまいましたので、そろそろここでまとめに入りたいと思います。

本日の審議を踏まえまして、次回の食品衛生調査会に向けて答申の案をまとめていかなくてはなりません。様々な御意見を踏まえまして、会長としてまとめの案を報告させていただきたいと思います。

まず第1の案としては、本日報告があった専門委員会報告をこのままの内容で調査会答申案としたいと思いますが、いかがでしょうか。

若干の修正の必要がある、あるいはこのままでいいかということなんですけれども、このままでよろしゅうございますか。

大変丁寧に書かれた専門委員会の報告ですけども、それでは、このままで答申案として進めさせていただきたいと思っております。

(「異議なし」の声あり)

宮澤会長 ありがとうございました。

では、最後、確認ですけれども、ただいまの私どもの方で用意いたしました第1案で御理解いただいたということにいたします。

それでは、本日の調査会はこれで終わりとさせていただき、事務局に進行をお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

奥澤食品監視課長 本日は長時間にわたりまして、御活発に御審議をいただきましてありがとうございます。

ただいま、いろいろ貴重な御意見を伺いまして、例えば、これから推進計画を立てる、更にこれを具体化していく中で、いろいろ参考にさせていただいてまいりたいと考えております。

ということで、この専門委員会の報告を若干形式的に調査会の答申の形ということで、多分導入の最初の「はじめに」の部分の書き方、それから、表紙の書き方、この辺が調査会としての御報告の形に若干の修正をさせていただきたいと思います。それにつきましては、会長、副会長と御相談をさせていただきまして、次回の調査会に報告案という形で再度お示ししたいと考えております。

それでは、次回の調査会の時期でございますが、11月の下旬ごろを予定しております。改めて委員の皆様方とは日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の調査会はこれもちまして終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時03分 閉会